

## 第 17 分科会「薬と社会」

運営委員 石田 悟（津軽保健生活協同組合・藤代健生病院）  
菊池 環（長野県厚生連労組・佐久総合病院）  
宮地 典子（株式会社エイトライフ）

助言者 片平洸彦（国民医療研究所副所長）

遂に最高裁に係属して審理が行われているイレッサ薬害訴訟の帰結は、イレッサ薬害被害者のみならず、タミフル薬害など未解決の全ての薬害被害者にとって重要であるとともに、今後の薬害防止・根絶の上でも重要である。東京・大阪両高裁判決のように、“原因薬と被害との間に「因果関係がある」と言える段階でなければ企業・国の警告等の責任が生じない”というなら、およそ薬害被害者は救済されず、かつ、今後の被害は容認されてしまうからである。薬害肝炎訴訟の和解に伴う被害検証委員会により、薬害防止のための第3者監視組織設置が提唱されたが、その合意にもかかわらず、未だ棚上げ状態にある。「薬害を起こす構造」は未だ温存されており、いっそうの闘いが求められている。

一般用医薬品（大衆薬）のネット販売権について国を相手にネット販売会社が訴えていた裁判では、一審・東京地裁判決は、「健康被害を防止するための規制として必要性和合理性が認められる」として2社の請求を棄却。これに対し、二審・東京高裁は「改正法には医薬品のネット販売を直接禁止・制限する規定はなく、一律に禁止しているとは認められない」と判断、2社の逆転勝訴判決を言い渡した。そして今年1月の最高裁では、二審判決を支持して国の上告を棄却した。今回の最高裁判決は、省令によるネット販売の禁止規定が薬事法の委任の範囲を逸脱した違法なものとし、無効と結論付けたものである。これにより国は検討委員会を設置してネット販売に対応しようとしている。

スイッチOTCの推進や薬品の規制が緩まる中、国民へ安全に薬を届けるため、地域の薬剤師は薬の専門家として、重要な役割を担っている。

安心、安全に薬を届ける手段として「お薬手帳」の重要さも、3. 1 1 東日本大震災以降注目されており、診療報酬改定においても、薬剤服用管理指導の充実が位置づけられた。

病院での病棟業務では診療報酬改定により「病棟薬剤師業務実施加算」が新設され、それ以降、チーム医療の充実や、CDTMの実行などが期待されている。また高齢化が進み在宅などの地域医療へも薬剤師の活躍が期待されている。

本分科会では、病棟薬剤師の活動、チーム医療、在宅医療の薬剤師のかかわり、また、薬害の防止・根絶、被害者支援、薬害イレッサ問題や国民の生を護る立ち位置（薬剤師法第1条）にある薬剤師と原発の問題、国民生活に対する犠牲のシステムであるTPPが医療や医薬品にもたらす影響など、幅広い分野での薬剤師活動について議論したいと思います。

積極的なレポート報告と参加をお待ちしています。